

**全基地撤去 憲法前文と9条を言葉通り実行  
国際災害救助隊(支援隊)創設を**

**福島判決と伊達判決を活かしましょう!**

- 共同代表 小湊忍(日本ユーラシア協会) 中正勇(沖縄詩人会議)  
平山知子(弁護士) 平山基生(事務局長)
- 全国本部 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001  
平山両牧師記念平和センター内
- 電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(事務局長)
- メール : kusanone@world.ocn.ne.jp
- ホームページ : [http:// www.kusanone.org](http://www.kusanone.org) ■「草の根ニュース」500円
- 郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動

～ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

# 草の根ニュース

— 対 米 独 立 ・ 憲 法 実 現 し ん ぶ ん —

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府樹立のために

全基地撤去の超党派個人加盟、全国単一市民団体へ前進を! 千人会員へ  
全都道府県に都道府県本部を、市区町村に支部を、地域職場学校に班を  
米軍基地をなくす草の根運動 会員拡大を! 「草の根ニュース」読者拡大を!

## 歴史の法則は、日米軍事同盟終了へ 基地戦争条約(「安保」)終了の憲法実現政府樹立で!

### 草の根運動運営委、2023年総会を招集

2023年4月30日(日)5月1日(月) 東京労働会館(東京・山手線大塚駅下車)

日米・韓米軍事同盟をNATOと結び付けた米帝国主義の世界軍事同盟完成を到底容認することはできない

その

米軍基地をなくす草の根運動運営委員会は、3月17日、会議を開き4月30日5月1日に、東京労働会館で2023年総会を開くことを決めました。

総会は、第1日の4月30日(日曜日)平山基生草の根運動事務局長(共同代表)による「総会報告」と、あわせて、規約改正、全基地撤去・憲法実現宣言討論採択。午後水上透氏による講演「ウクライナ戦争を考えるーロシアの暴虐とアメリカの戦争戦略」と討論、文化行事、夕食交流会。

第2日は、5月1日(月曜日)花岡しげる氏による講演「日本には自衛隊も米軍もいらない」と討論、港区の2つの米軍基地見学という日程で行われます。

2023年総会は、従来の「全基地撤去」に加え、「憲法実現」を運動のもう一つの柱に据え、運動の飛躍を図る重大な総会です。

昨年12月19日、沖縄県の石垣市議会が採択した意見書で「防衛省が長射程化を進めていた地上発射型の12式地对艦ミサイル(SSM)について、陸上自衛隊石垣駐屯地(仮称)を含む先島諸島や沖縄本島の駐屯地へ配備する方向で検討していることが報道された。

後、16日には安保関連3文書を閣議決定され、反撃能力(敵基地攻撃能力)保有の明記がなされた。これらの装備や法整備が進むことで、他国の領土を直接攻撃することが可能となり、近隣諸外国を必要以上に刺激するおそれがあり、有識者からも慎重な議論を求める声があがり、憲法違反の可能性も指摘されている。(中略)

**2023年草の根総会公示**  
**4月30日(日)5月1日(月)**  
**東京労働会館(山手線大塚駅下車)**  
**麻布へり基地・サンノウホテル基地見学**

石垣市議会は、「平和発信の島」、「平和を

希求する島」との決意のもと議会活動しており、自ら戦争状態を引き起こすような反撃能力をもつ長射程ミサイルを石垣島に配備することを到底容認することはできない。 (下線は、「草の根ニュース」編集部) 前記の12式地对艦ミサイル(SSM)や米国より購入する計画のある巡航ミサイル・トマホークなど、他国の領土を直接攻撃することが可能な長射程ミサイルの石垣島への配備計画等について、十分な説明のないまま進めることがないよう強く求め

る。」と述べています。

「全基地撤去」には、当然「自衛隊」と称する**米侵略軍補助軍隊**の基地撤去も含まれています。米侵略軍も米侵略軍補助軍隊も、ともに違憲の「戦力」です。これらの違憲の「戦力」をなくすには、「憲法実現」を運動の柱に据えなければなりません。

## 日本国憲法は、「専守防衛」=「自衛戦争」を認めていない

「国の在り方」は、「国の交戦権はこれを認めない」(憲法9条) **不戦非戦反戦**

# 『自衛隊も米軍も日本にはいらぬ』 私の著書をお薦めします

花岡 蔚 (しげる)

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 会員の皆さま

貴会のことを最近知る機会があり平山様(平山基生草の根運動事務局長)とも先日面談しました。

平山様のお話をお聞きして又「草の根ニュース」を読み皆さまが私の同志であると心強く思います。

私は著書『自衛隊も米軍も日本にはいらぬ』を2020年1月に出版した著者の花岡蔚(しげる)と申します。この紙面をお借りして本書を紹介させていただきたいと思います。

ご存じの通り日米安保条約は吉田茂がサンフランシスコ講和条約締結直後に単独で署名した米軍駐留を認める条約です。その後70年以上たつ今も条約も米軍も存在するばかりか安倍元首相により日本は米軍の指揮下、米軍と共同して近隣諸国との戦争に巻き込まれる一歩手前まで来ていることはご承知の通りです。

しかしこの危機的状態にもかかわらずこの動きを反転攻勢させる平和運動は極めて脆弱です。その根本原因は日本の平和運動が緩い運動スローガン掲げていることから世の中の危険な動き

に無力だからと私は分析して本書を出版しました。

敗戦直後、戦争の悲惨を厭というほど味わった日本国民が選び取った憲法を字句通り実現することを運動のテーマに新たな再軍備反対運動を起こそうと私達ピースアゴラは考えています。

この非武装中立日本の実現には時間を悠長にかけてはいられません。私達は2025年までに自衛隊を廃止し日米安保条約を破棄し米軍に母国に撤退してもらおうと期限を限った運動を始めています。 (下線は編集部)

貴会の運動の目的は米軍基地廃止ですが恐らく一切の軍隊を日本から無くするという志は共有しているものと思います。是非会員の皆様には本書をお読みいただき自信をもってこの日本からはすべての軍隊—米軍と自衛隊—を撤廃する運動を一緒に実現しようではありませんか。

本書はお読みになればお分かりになりますが平和を実現するゴールへの具体的道筋を詳述しています。また単なる平和を求める理想論(空理空論)ではなく平和実現のための現実的な方策を示している実用書です。

最後に著名な弁護士と元学徒出陣経験者による本書の読後感想を以下に添付しましたので併せてお読みください。お一人お一人が10人のご友人に本書購読をすすめてもらえればすぐにも5000人以上の人々が危機感を共有できます。

その1) 新刊紹介 『自衛隊も米軍も、日本にはいらぬ! 「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和国家に』(花岡しげる著) 平和を愛し、戦争を憎む国民にとって待望の本が現れた。『自衛隊も米軍も、日本にはいらぬ! —「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和国家に』(花岡しげる著 花伝社 1月27日刊)だ。第1章の冒頭にはこう書かれている。

「自民党や9条改憲を支持する人たちは、二言目には『野党は改憲反対と言うばかりだ。もし改憲に反対ならばきちんとした対案を出すべきである』と言います。.....そこで本書では、第9条の自民党改憲案への対案として、現行憲法と全く矛盾しない安全保障政策を提案します。」として、「防衛省廃止と新官庁『防災平和省』の創設」を明記する。

そして「第5章 外国から攻められたらどうする? の心配は無用」では、

その(1)「日本は国境を天然の要塞でまもられている」とあり、四方を海に囲まれている利点を挙げ、しかし空襲や宇宙からの不意の攻撃は防ぎようがなく、つまるところ、友好的な話し合いしかないことを示している。「話し合いで解決しないから戦争が起きる」と反論する人には、「話し合いで解決しない問題が、武力で解決できるのか」と再反論。そして、「時間をかけて最後まで話し合いで.....折り合うしかなないのです。」ときっぱりと断言する。

本書の最大の特徴は「第7章 防災平和省と『災害救助即応隊(ジャイロ)』実現のロードマップ」である。その(1)「国会で実現させるためには」では、「①新党の立ち上げ」と「②『護憲連合会派』の結成」を挙げ、政策実現の具体的な段取りを示しているところが注目される。非常に説得力のある、読みやすい本だ。

表紙の帯には、東京新聞の望月衣塑子記者が推薦文をこう書いている。

「9条の理念をいかに守り、体現していけるのか、本書にはそのエッセンスが詰まっている。」著者の花岡さんには「平和創造研究会」(宇井さん主催)でお目にかかったことがあり、そ

の容姿から音楽関係の方と思っていたが、実は東大法学部卒、カリフォルニア大学バークレー校経営学修士で、国内外の実務経験者であることを初めて知った。花岡さんのこの貴重な構想を、みんなで話し合い、肉付けし、伝え、そして広げていこうではありませんか。まずは図書館にリクエストなどして、読んでいただければ幸いです。

福田玲三(1923年生まれ、学徒出陣で敗戦をインドネシアのスマトラ島で迎え、マレー半島で労役に服務、47年に帰国・復員、大阪外国語学校フランス科卒業、国労書記を経て、現「完全護憲の会」共同代表。)

その2) -弁護士SHさんからの転送メール引用- 安保法制違憲訴訟を一緒にやっている弁護士から、本を差し上げた感想が届きました。とても感動されていきました。講演は、お声掛けがあれば行かれると思いますよ、と伝えました。

-以下著名な女性人権弁護士T・Y子さんからのメール本文の引用- 先日頂いたご本「自衛隊も米軍も、日本にはいらない!」をようやく読了しました。すべて、そのとおりと感激しました。とても理路整然として説得力がありました。花岡さんは、講演などはなさる

のでしょうか。私が共同代表の一人である「しみん連合・〜」では、秋に改憲問題の講演会をと考えています。今のところ、前川喜平さんか伊藤真さんかという声がありますが、私はこの案には賛成ではありません。そこで、花岡さんということが浮かんだのです。この本を読んだのは、まだ、私だけですから、他の共同代表にも勧めて読んでもらってからのことですが、新鮮で原則的な話が今こそ必要です。と

りあえず、他の幹事等にも勧めてみます。本当に普及すべき本ですね。こんな風になったら、どんなに安心して生きて行けるのかと強く思いました。あなたにも改めてお礼を申し上げます。  
—以上引用終わり—

以上 皆さまの運動の有効なツールとして本書をご活用いただくために筆を取りました。どうぞ購読方よろしくお願ひ申し上げます (2023年2月17日)

## 戦争する日本にさせないために大軍拡と9条改憲を考える

お話：末浪 靖司 (ジャーナリスト)

### ●岸田首相の手土産

私は2005年から2013年迄、アメリカにわたり、国立公文書館を中心に日米関係に関する文書を調べてきた。この(2023年)1月13日、岸田首相はアメリカに渡りバイデン大統領と会談する。その手土産とするのは日本の大軍拡予算。昨年末に岸田政権は、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を発表した(安保3文書2022・12・16閣議決定)。日本は全面的に戦争をすることが出来るという内容である。軍事費予算ではGDP(国民総生産)の2%にするという。例示すると、米製トマホークを2113億円購入する。今やミサイルや宇宙兵器でもアメリカを凌駕しようとしている中国が、こんなものを自分の陣地に打ち込ませるだろうか?

安保3文書の眼目になっているのは「敵基地攻撃論」。これは憲法9条に違反することは間

違いない。日本が攻める国とは文書の中では「中国と北朝鮮」と書いてある。ウクライナにロシアが攻め込んだように、今度は中国が台湾に攻め込むのではないかと思う国民が増えるのも自然である。「日経」新聞の調査では、台湾有事に「備えを」が9割超。「反撃能力保有賛成」が60%(22年5月30日)、「台湾有事で日本が巻き込まれる可能性」については「恐れを感じる」81%。「恐れを感じない」14%(22年8月5日)である。

### ●「台湾有事は日本の有事」か?

台湾は中国の領土である。その台湾の有事を日本の有事であるようにいい、台湾の有事の際、日本の軍事的関与を表明したのは近年の政治家では安倍晋三(21・12・1台湾でのシンポジウム)。麻生太郎「日米で一緒に台湾を防衛しなければならない」(21・7・5講演)、佐藤正久自民党外交部会長「台湾有事の際、米

本土から駆け付けるのは3週間ほどかかるため、最初に前線に入るのは在日米軍になる。燃料や食料の補給、輸送といった支援は自衛隊が担う公算が大きい」(「日経」21・6・4)。菅前首相もアメリカに行き、バイデン大統領との会談で台湾有事の際は日本も参加すると約束し、岸田首相も、インドネシアのバリ島でバイデン大統領と会談、菅と同じことを約束している。日米の政府間協議でも昨年の2プラス2(日本の外相・防衛相+米国务長官・防衛長官)や日米首脳会談(22年5月)でも同様の約束をしている。

一方中国は台湾の「武力解放は決して放棄しない」と言っている。台湾は中国の一部だから。中国は1949年に中華人民共和国として建国し、中国本土をすべて中国共産党の支配下においた。唯一台湾だけは支配できなかった。建国の翌年、中国軍は台湾に攻め込む体制をとっていたが、その年、朝鮮戦争が勃発し、中国の台湾進攻は頓挫した。こうした歴史的な背景があるから、「台湾有事は日本の有事」という考えは大変危険な考え方である。

### ●米中は「戦略的パートナー」

では、台湾海峡で米中が軍事衝突をするかという、ことは単純ではない。バイデン政権は巧妙である。日本の政権との間では、「台湾を守る」と言っているが、昨年11月のバリ島のバイデン・習近平会談では「これから仲良くしていきましょう」と言っている。貿易では米中は非常に密接な関係にある。「戦略的パートナー」としてアメリカの企業はどんどん中国に進出している。中国もアメリカと戦争するようなことを言いながら、裏ではアメリカと繋がっているという巧妙さを見せている。私は、アメリカと中国は戦争をしないと思う。(下線は編集部)

これは改憲問題を考える上で大変重要な点である。「9条があったら中国に対抗できない」と改憲派は言うが、本当だろうか？

安保3文書の3つ目に「防衛力整備計画」があり、その1に「統合運用体制」として自衛隊の「常設の統合司令部を速やかに創設する」とある。現在、自衛隊は陸、海、空軍の3つがそれぞれ独立した体制になっていて、それを指揮しているのは内閣総理大臣。これは戦前、軍隊が内閣から独立して暴走したことの反省から作られた憲法からの要請。「常設の統合司令部」というのは、この憲法の要請を絶ち、自衛隊を内閣の監視下から切り離そうとする非常に危険なことである。

日本に軍隊を作らせ、その指揮を米軍が握り、必要な戦争に日本軍を使うということはアメリカが朝鮮戦争のときから準備してきたことであるが、岸田内閣の下で、いよいよ現実になってきたのである。

アメリカは日本の軍隊が優秀であることを、第二次大戦をとおして熟知している。上からの指示が下までよく通り、反抗しない。明治以来の教育によって作られた体質である。

日米安保条約を結ばせるためのアメリカの担当者ダレスは吉田茂首相と密談をしたが、その中には「警察予備隊その他すべての日本の軍隊は、・・アメリカ政府が任命する最高司令官の統一指揮下におかれる」と合意したものもある。以後、日米政府間の軍事的な取り決めは殆んどが、密約である。

### ●憲法9条は日本人のイニシアチブでつくられた 一希望の灯は ASEAN

そもそも、日本国憲法の中に戦争放棄を書き込ませたのは日本人の意志であった。マッカー

サーとジョージ・ケナンの会話覚書の中でこんなことが語られている。「憲法の諸規定、例えば、戦力とその使用を永久に放棄することなどは、日本人のイニシアチブの成果であって、彼(マッカーサー)が強制したのではまったくくない。戦争の成り行きが日本人の心理に深刻な影響を与えたのであり。そして日本人が戦争を放棄したのは、SCAP(連合軍最高司令官)の希望に迎合したことの表れではなく、途方もない国民的体験への反作用の表れであると、彼は実際に思っていた」(1948・3・5)

ここに我々は希望を見出すことができる。私が2005年、ワシントンを訪れた時、米国各地で9条の学習会が行われていた。9条は学習

に値する条文である。日本が憲法9条にもとづく非同盟・平和の道に踏み出すことは、アジアをはじめ各国から歓迎される。ASEAN(東南アジア諸国連合)の動きがそれを証明している。ASEANはインドネシアが主導して1967年に結成されたが、昨年、バリ島で行われた米中首脳会談は、インドネシアのジョコ大統領の働きかけで実現した。米中両国は今も激しい覇権争いをしているが、日本が米軍基地を撤去し非同盟の道に踏み出せば、東アジアの情勢は基本的に転換する。フィリピンは米軍基地を撤去した。日本も撤去を言い出せば、アメリカはそれを受け入れる民主主義の精神は失われていない国であると信じている。

(調布9条の会「憲法ひろば」から)

## 宮古島で進む日中戦争開戦への道

嶋田 武浩

2月末から3月初めにかけて、自衛隊基地へのミサイル配備の現況を学びに宮古島に行つてまいりました。

宮古島に陸上自衛隊が配備されてから今年(2023年)で4年。今年、2月19日には記念式典が開かれました。地対艦ミサイルやミサイルの弾薬もすでに配備されていますが、今回は、「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」の清水早子共同代表の案内で、ミサイルが配備されている陸自千代田駐屯地門前でミサイル配備反対の訴えをしてまいりました。

地対艦ミサイルは、3月中に石垣島、2023年度中に沖縄本島に配備される見通しです。これら敵基地攻撃能力を持つミサイル配備によって、沖縄全域が日中戦争の前線にされるばかりでなく、日本列島全体が攻撃の対象となることは明らかです。中国は、長射程ミサイルを2000発持っているとされています。台湾有事の際に、自衛隊が先制攻撃をかけた

しても、港湾や飛行場など動かない目標に打撃を与えることが出来るだけです。動き回っているミサイルを破壊することは不可能です。また、中国が先制攻撃をして来た場合、ターゲットは、日本国内の米軍基地・自衛隊基地すべてとなり、日本人が被る被害は甚大なものになることは明らかです。

しかも、自衛隊の宮古島へのミサイル配備は、日本のためではなくアメリカの戦略の一環であり、アメリカは、日本列島全体を“捨て石”にして米中戦争に勝利するつもりだ、と考えられます。宮古島へのミサイル配備は、日中戦争への呼び水であり、全日本列島戦場化への呼び水です。日本は、島国であり、



基地反対派の仲里さん

いったん開戦となれば空路は閉ざされ逃げ場がありません。

宮古島は、小さな島であり、島民は内心においては戦争の呼び水であるミサイルには反対でありながら、経済と政治を握っている勢力に抑え込まれ、なかなか声を上げられないでいる

状況です。

沖縄は、米軍基地負担に加えて台湾有事の際に真っ先に攻撃される軍事拠点となってしまいました。この異常な状態に一刻も早く終止符を打つべく、日本全体から基地反対・戦争阻止の運動を起こしていかなければいけないと思いました。



宮古島航空自衛隊レーダー基地



# 朝鮮戦争の休戦から終結へ

## 北朝鮮の核兵器先制使用政策

大久保賢一(反核法律家の会会長)

『毎日新聞』(2023年)3月18日付朝刊は「北朝鮮 核先制に言及、党紙『何時でも使用できる』」という見出しで次のような記事を掲載している。

3月17日、北朝鮮の朝鮮労働党の機関誌「労働新聞」は、「爆発前夜に至った朝鮮半島情勢の根源を論ずる」と題する論評で、「我々の核兵力は決して広告のために存在するのではない。いつでも使用でき、危険なほど広がる衝突が起きれば、任意の時期に使用できる」と述べ、核兵器の先制使用の可能性に言及した。16日に行った大陸間弾道ミサイルの発射が明白な示唆だとしている。合同演習などで北朝鮮に対する抑止力強化を図る米韓両国に対抗するため、核の先制使用を持ち出した形だ。昨年4月の軍事パレードでの演説で金正恩党総書記が「我が国の根本的利益を侵奪するなら、我々の核兵器は第2の使命を執行せざるを得ない」と述べて核の先制使用の可能性を示唆していたが、今回の論評では先制使用を明言した。論評は昨年9月に採択された核兵器の使用条件などを定めた法令に、「外部の軍事的脅威と攻撃に対応するための様々な状況」を想定した核兵器の使用原則と条件が想定されるとして「自主権と安全を侵害しようとするなら、核兵力は重大な使命に臨む」と米韓両国を強くけん制。23日まで実施される予定の合同軍事演習を中止するよう要求した。

北朝鮮はどこに核攻撃を仕掛けるのか

北朝鮮は、昨年9月8日に開いた最高人民会議で、核兵器の使用条件などを定

めた11項目からなる「核兵器政策」に関する法令を採択し、その中では「相手からの攻撃や攻撃が差し迫ったと判断される場合」に核兵器を使用するとして、核兵器の先制不使用を排除していなかった。念のため付け加えておくと、この先制使用政策は、米国の「核態勢見直し」(2022年)やロシアの「核抑止分野におけるロシア連邦国家政策の基礎」(2020年)も核兵器先制使用を想定しているので、北朝鮮独自のものではない。

そして、この記事は、北朝鮮は核兵器の先制使用政策を表明したというのである。その評価が適切かどうかはともかくとして、この政策により、私たちにとって、事態が危険な方向に動いたことは間違いないであろう。なぜなら、北朝鮮は、朝鮮半島は「爆発前夜」だとの危機意識を表明しているからである。

ところで、北朝鮮の核兵器使用対象国は、米国、韓国、日本が想定されるが、一番使用しやすい相手国は日本であろう。韓国は「同胞」が住む地域であるし、米国に使用すれば壊滅的な逆襲を受けることになるけれど、日本に対して使用しても米国は核で反撃しないかもしれないからである。米国の「核態勢見直し」は、核兵器の役割として同盟国の保護なども挙げているけれど、米国が核攻撃の対象とされることを選択しないことは容易に想定できることである。東京のためにワシントンやニューヨークを危険に晒すことはしないということである。そもそも、米国にとって、北朝鮮、韓国、日本などの命運など付随的なものでし

かないであろう。

日本政府は、米国が「先制不使用政策」を採用しようとした時、北朝鮮からの非核兵器攻撃に対抗するために米国の核による反撃の選択肢を残して欲しいとの理由で、その政策に反対した経緯があるけれど、非核兵器ではなく核兵器による先制攻撃もありうるのである。米国と北朝鮮の敵対関係が続く限り、そして、日本が米国と共同歩調をとる限り、その危険が解消されることはない。朝鮮戦争が再燃すれば、米軍基地のある日本に対する攻撃は避けられない。加えて、日本海側には原発が林立しているのである。北朝鮮との軍事衝突は絶対避けなければならないのである。その危険を避けるための抜本的な方法は朝鮮戦争の終結と平和条約の締結である。そのための外交努力は全く行われていない。何とも情けない危険な状況である。

#### 抑止力強化は何をもたらすか

記事は「北朝鮮に対する抑止力強化を図る米韓両国」などとしているけれど、北朝鮮からすれば「米韓両国に対する抑止力の強化」としての核兵器保有ということであろう。要するに、双方で、抑止力強化という軍事的対抗が進行しているのである。そして、この抑止力強化合戦は、北朝鮮の核兵器開発と先制使用政策という結果を招いているのである。

核兵器は「最終兵器」であるがゆえに、安全保障を軍事力に依存する限り、核兵器の出番となることは当然の成り行きである。こうして、私たちは「核のボタ

#### 北朝鮮との関係改善のために何が求められているか

北朝鮮との関係での安全保障環境が

ン」を持つバイデン大統領や金正恩総書記によって、その日常生活をある日突然奪われる運命の下に置かれ続けることになるのである。

この記事は、私たちがそういう事態に置かれていることなどには全く触れようとしなくて、北朝鮮の核政策だけを問題にしている。そもそも、米国もまた日本も、核兵器は自国の安全を確保するために不可欠の道具としている。核兵器は敵国からの攻撃を阻止するための抑止力だというのである。だから、核抑止力を否定する核兵器禁止条約を、自国と自国民を危険に晒すものとして敵視している。

北朝鮮も、それと同様に、「我が国の根本的利益」を保全するために核兵器に依存しているのである。そのために、核不拡散条約(NPT)から脱退したのである。その北朝鮮に対して、核兵器開発は止めろ、核兵器を廃棄しろと迫ることは、一方的に武装解除を求めることと同義であるから、決して実現することのない要求であろう。それは外交交渉などではない。単なる無理難題であろう。

北朝鮮の核兵器だけが人類にとって脅威なのではない。核戦争は全人類に惨害をもたらすことはNPTで確認されていることである。核兵器禁止条約は、いかなる核兵器の使用も「壊滅的人道上の結末」をもたらすとしている。核抑止力に依存することは、全人類にとっての惨害をもたらす危険性があることを忘れてはならない。核兵器禁止とその廃絶を言わないで、北朝鮮の核だけを問題とする態度は中途半端この上ない無責任な言説である。

改善されるためには、北朝鮮が核開発を

止め、ミサイル発射実験を止めることが前提であるかのように言われている。けれども、その主張は、なぜ、北朝鮮がそのような「挑発行為」、「危険な行為」に出ているのかその原因を無視した議論でしかない。北朝鮮からすれば、核やミサイルは自国の独立と安全のための抑止力なのである。北朝鮮に核・ミサイルを先に捨てるというのは、北朝鮮が米国や韓国に核兵器やミサイルを先に捨てるというのと同様にナンセンスでしかないのである。結局、安全保障環境を改善するためには、朝鮮戦争という軍事対立の解消が不可欠なのである。

その点、記事の書き方は、米韓両国の合同演習を擁護し、北朝鮮の危険性を煽る形になっており片面的である。そこに

は、軍事衝突を避けようとする姿勢は見受けられない。朝鮮戦争の終結などは全く念頭にないようである。北朝鮮の軍事行動は「挑発」で米韓のそれは「抑止力強化」という描き方は、朝鮮戦争の再燃を避けようというよりも、北朝鮮敵視の風潮を醸成することになるであろう。それは、むしろ、我が国を取り巻く安全保障環境を悪化させるだけである。

『毎日新聞』の対北朝鮮敵視は従前から承知しているけれど、その能天気な敵視政策が北朝鮮の核兵器使用への道を舗装するかもしれないと危惧している。核兵器をなくすことが先か、人類社会の滅亡が先か、朝鮮半島情勢も深くかかわっているようである。(2023年3月18日記)

」



北海道 矢白別演習場「米侵略軍補助軍隊提供米軍基地

# 陸上自衛隊の南西諸島への配備

中 正勇 (草の根運動共同代表、沖縄詩人会議会長)

2016年に与那国島駐屯地に電子戦部隊・地対空ミサイル部隊。

2019年に、奄美駐屯地・瀬戸内分屯地に警備隊、地対空・地対艦ミサイル部隊、電子戦部隊。勝連分屯地に地対艦ミサイル部隊。那覇駐屯地に第十五旅団を師団へ。宮古島駐屯地に、警備隊、地対艦・地対空ミサイル部隊。

2023年3月16日、石垣島に石垣駐屯地を開設、配備されるのは地対空、地対艦ミサイル等。地対艦ミサイルは敵基地攻撃能力(反撃能力)を備えた改良型に更新される可能性。

同年3月17日沖縄県は、他国からの武力攻撃を想定し、宮古、八重山の先島地方の住民や観光客ら計十二万人

を九州へ避難させることを想定した国民保護図上訓練を県庁で初めて実施した。

同年3月18日午前、石垣駐屯地に誘導弾(ミサイル)などの弾薬を搬入した。「侵略されたら」論で展開されている戦場への可視化。戦後の反共政策で居座り続ける米軍も居ながら、その補完軍隊としての憲法違反の自衛隊。一旦火をふくとウクライナ戦争のように軍事産業の市場となり、国家予算を食い潰し莫大な利益を得て、死の商人達の歓喜となる。失うのは国民の生命と財産である。沖縄県は県議会で、「平和外交」の意見書の採択へと動きだす。

## ナチスのナンバー2ヘルマンゲーリングと 極右政治家安倍晋三の 共通の言葉「侵略されたらどうする」

【ゲーリング】一般市民は戦争を望んでいない。ロシア人だろうと、イギリス人だろうと、アメリカ人だろうと、その点についてはドイツ人だろうと同じだ。しかし、

結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろう

と共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

意見を言おうと言うまいと国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。簡単なことだ。

**自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。**そして平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。この方法はどの国でも同じように通用するものだ。

【安倍晋三】「志位さんが総理だったら、侵略されたらどうするんですか」、とテレビ(2017年10月7日)で問うた。

ナチスのゲーリングが言ったと同じ言葉で。【基地なくす政党綱領に基づく答え】は、「米侵略軍補助軍隊と米侵略軍活用」ではなく次のようになるべきです。

「安倍さん、あなたは日本は独立国だと思っていच्छやる。しかし、『占領軍の独立後の撤退』を規定したポッドダム宣言12項違反の1952年のサンフランシスコ条約と基地安保条約で、日本沖縄はすでに**70年間**侵略されていますよ。197の基地と5万6千の米兵が出入国自由で全土基地方式で居座り続けて、押し付けられています。米侵略軍とその補助軍隊は、日本全土で好き勝手をしています。人権と主権の侵害は、学童の命の危険のある普天間第2小学校を見ればわかりますし、オスプレイの傍若無人な低空演習を見ればわかります。日本は独立国ではなくて従属国です。私たちは、国民の世論を総動員して対米独立のために闘います。

米侵略軍とその補助軍隊は、違憲です。それを合憲という政府には、よりまし政府と言えども入閣は理の当然としてできません。限定的閣外協力ということになります」

## 「米軍は違憲」の歴史的な判決砂川事件の第1審判決「伊達判決」から

[年月日] 1959年3月30日

主文 本件各公訴事実につき、被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。

理由 (略)

日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使

を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為に

よって再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」

(憲法前文第一段) しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想(国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想)を深く自覚」(憲法前文第二段)した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」(憲法前文第二段)とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものだといわなければならない。従って憲法第九条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

(中略) 従つてわが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が

提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを防げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。(下線は引用者による)

よつて、被告人等に対する各公訴事実(起訴状に明示せられた訴因)としては罪とならないものであるから、刑事訴訟法第三百三十六条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決する。(裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎)

## 「『自衛』『隊』は違憲」の長沼ナイキ基地訴訟第一審判決 「福島判決」から

(札幌地裁昭和48(1973)・9・7判決

「判例時報」712号

1, 自衛隊は、憲法9条2項所定の「陸海空軍」という「戦力」に該当するので、防衛庁設置法、自衛隊法その他関連法規は、憲法に違反し、その効力を有しえない。

2. 上記違憲の自衛隊の施設等設置のためにされた農林大臣の本件保安林指定解除処分は、森林法26条2項所定の「公益上の理由」を欠く違法なものであり、取消を免れない。

ポツダム

(12) 連合軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ

宣言

責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。(太字と下線は編集部)

# 福島判決への感想と総評

佐藤 功(憲法学者)

判決の個々の論点に対する検討や論評の詳細は別稿に譲り、ここでは一般的な印象ないし感想といわば総論的な観点からの論評を述べるにとどめる。

一 この判決は、私にとっても、予想どおりの判決であった。ここで「予想どおり」というのは、現にたとえば自民党の橋本幹事長の談に最も露骨に見られたような、福島裁判長は「偏向」裁判官だからこのような「偏向」判決は当初から予想されていた。というような意味においてではないことはいままでもない。そのような「裁判外」的なことはまったく視野の外に置いて、私が「予想どおり」というのは、福島裁判長がさきの執行停止決定(四四・八・二二)の理由として、すでに次のように述べていたからである。

「憲法第九条第二項いう『戦力』の意義および自衛隊が右『戦力』にあたるかどうかの点は、たんなる右条項の形式的な文字解釈からのみ決しえないものであることは当然であるが、少なくとも、**自衛のために必要かつ相当な限度内にとどまるものであれば、いかなる軍力も憲法の右条項にいう『戦力』にあたらないとする**ことには疑問があり、(太字は「草の根ニュース」編集部、以下同じ) 結局、自衛隊自身の規模、装備、能力などを実体に即して検討し、それが現行憲法全体の精神に反する場合には、憲法第九

条にいう『戦力』に該当するとの判断と受けることもありうることであって、もし、自衛隊の存在自体が、右憲法条項に違反するとすれば、当然に、その防衛施設設置のための本件保安林解除処分は、森林法第二十六条第二項にいう『公益上の理由』にあたるとはいえず……」

自衛隊が「戦力」にあたるかどうかについてこのような「疑問」があるというところから出発し、そしてこの「疑問」に正面から立ち向かおうという姿勢に立つ限り、また、「現行憲法全体の精神」を尺度として「自衛隊の規模・装備・能力などを実体的に検討」しようとする限り、判決のような結論に到達することになるのはまさに当然であるからである。**この判決は決して「偏向」判決ではない。**

二 判決に接しての第二の直感的な感想は、右の第一の感想と不可分ではあるが、この判決が憲法判断を下したことは**裁判所(「福島」法廷ではない)が憲法上なすべき当然の義務ないし責任を果たしたものである**ということである。自衛隊は、何時の日にかは、その憲法適合性を裁判所によって判断されなければならなかった。その日が九月七日であった。この判決の持つこの点の意義は、論理的には、判決の内容・結論がどうであるかにかかわらず、重要である。すなわち、**仮に判決が自衛隊合憲の判決であったとしても、裁判所が憲法判断を回避する**

ことなく裁判所としての判断を示すこと自体が要求されていたといえよう。

恵庭事件判決がそうであったように、裁判所が憲法判断をする必要がない場合、またすべきでない場合があるという考え方も可能である。しかし、そのような考え方によって憲法判断が回避され続けられるならば、憲法は政治の既成事実の力に動かされるままに委ねられ、その規範性が失われ、その規範性を確保するという司法権の任務が形骸化するに任せられることとなるであろう。この判決が、国の主張した統治行為論を斥けるに当たって強制しているところであるが、裁判所に与えられている司法審査制の機能を積極的に行使しようとした姿勢は高く評価されるべきである。

すなわち、この事件でも、もしも憲法判断を回避しようという姿勢に立とうとするなら、その道はなかったわけではない。原告には「法律上の利益」はなく、原告適格性がないとするか、あるいは原告には「訴えの利益」がないとするならば、国の勝訴となる。また、保安林解除に当たっての聴聞会が不成立であったとするならば、原告の勝訴となる。判決は、聴聞会の成立・不成立については、判断を加えるまでもない「その会の諸点」(結語)として判断を示さなかったが、原告適格性と「訴えの利益」の点については、国側の主張を斥けた。その際の判決の理由に私は賛成である。詳細は述べるまでもないであろうが、いわゆる「反射的利益」論は、この事件における保安林制度の目的がまさに関係住民の生活や財産上の諸権利の保護そのものにあるというべきである以上、成り立たない。また国側の主張するように解除処分と基地設置によってすでに森林性が消滅し原告に「訴えの利益」がないというのであれば、結局のところ、ひとたび行政処分がなされ、既成事

実が成立しさえすれば司法的救済のすべがないことになる。また、代替工事の完全性についても、なお疑問があるといわざるを得ない限り、「訴えの利益」はあるということになる。

右の二点については、判決も右のように解した。しかし、判決の可能な型としては、もう一つ、聴聞会の成立・不成立を問題とし、その不成立を理由として解除処分を違法とするという方法もあり得た。現に一部には、この事件に憲法判断を持ち込む必要ななく、法律のレベルで処理すれば足りたとし、その法律レベルの問題の例として聴聞会の成立・不成立の問題を挙げる批判がある。しかし、その論者が聴聞会不成立・原告勝訴という結論に賛成するのか。恐らくはそうではなく、論者の意図は実は憲法判断を避けるべきであった・その結果として既成事実の支配をこれまでと同様に継続せしめようとするにあったというべきであろう。要するに、**判決が憲法判断回避という方法による安易な解決によることなく、正面から自衛隊の憲法適合性の問題にとりくんだことは高く評価される**。そして、もしもこの問題にとりくもうとする限り、第一で述べたように、この判決の下した結論となることは当然であったのである。

三 ところで、判決における第九条の解釈については、率直に言って、ここで解説したり論評したりする必要がないように感じられる。というのは**判決の第九条解釈には、何ら特異な、これまであまり論ぜられていなかったような見解は見られず、私自身をも含めていわば憲法学会の通説というべき見解をそのままに採用しているというべきだからである**。少なくとも私自身としていえば、判決の第九条解釈を解説したり敷衍したりしようとするれば、それは私がこれまでつねに述べてきたことをそのままにくりかえすことになる(たとえば、私の「日本国



憲法概説」六十四頁以下)。普通の場合、何らかの判決に対する解説や論評といえ、その判決が学説の上ではいまだ十分にとりあげられていなかった論点や解釈上の争点について新たに問題を提起したというような場合に、それを敷衍したり批判したりすることであるが、この判断の第九条解釈の場合は、少なくとも私からいえば、問題はすべてこれまでに論じつくされた問題であり、またこの判決はこれまでのその論議の結果としてすでに通説となっている見解を集約したものにほかならないように思われる。一般的に、この判決の第九条解釈はきわめて「明解」と評されたが、ほんらい第九条はそのように「明快」なものなのであり、それを説きつづけてきたものがいわゆる通説であり、ただそれにもかかわらず、今まで裁判所の判断が示されていなかったことがむしろ特異な現象であったというべきではないかと思う。

第九条解釈の論点としては、周知のように、第一項の「国際紛争を解決する手段としては」の文字をめぐって、第一項だけでいわゆる自衛のための戦争なども放棄されたと解するかどうかという論点がある。判決はこの論点について、対立する解釈の一方を採用して、第一項だけではいまだ自衛戦争などまでは放棄していないと解している(私の「日本国憲法概説」六十五頁)。しかし、この争点も、通説のなかでの、いわば解釈技術上の対立点にすぎない。

**四** この事件における第九条解釈の焦点は「戦力」の意味にあるが、国側は、これまた周知のように「戦力」とは「自衛のため必要最少限度の実力(「自衛力」)を超えるもの」をいうと主張した。これに対して、判決が結論的に述べた箇所は次の部分である。

「被告(政府、編集部注)は『外部からの不正な

武力攻撃や侵略を防止するために必要最小限度の自衛力は憲法第九条第二項にいう戦力にあたらぬ』旨主張する。しかしながら、憲法同条項にいう『戦力』という用語を、通常一般に社会で用いられているのと意味を異にして憲法上独特の意味に解しなければならないなんらの根拠を見出すことができない……」

右にいう「戦力」の「通常一般に社会で用いられている」意味とは何かについて、判決が述べている箇所は次の箇所である。「『陸海空軍』は通常の観念で考えられる軍隊の形態であり、あえて意義づけるならば、それは『外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体』であるといえることができる。このゆえに、それは、国内治安を目的とする警察と区別される。『その他の戦力』は、軍という名称をもたなくとも、これに準じ、または、これに匹敵する実力を持ち、必要ある場合には、戦争目的に転化できる人的、物的手段としての組織体をいう。」「陸海空軍その他の戦力」の意味についての右の解釈は正しい。「戦力」の意味にはほんらい、これ以上のものはあり得ないはずである。右の箇所でも述べられているように、もしも、「戦力」と非「戦力」とを区別するとすれば、そこで非「戦力」として選ばれるものとしては国内治安維持を任務とする警察力以外のものはあり得ない。しかるにいわゆる「戦力」論争が始まって以来、政府の解釈は一ここであらためてその推移をたどるまでもないが一当初は「近代戦争を有効適切に遂行するに足る装備・編成を備えたもの」という観念を、最近では「自衛のため必要最小限度の実力(自衛力)」という観念を、いずれも非「戦力」として立て、これらと「戦力」の観念とを区別することによって、自衛隊を「戦力」ではないとした。そして、その結果、警察力をはるかに超える自衛隊が「戦力」ではないものとき

れてきた。それがまさに、判決に述べられていることばでいえば、「法規範の解釈として客観的に確定されるべきもの」としての「戦力」の観念を不確定な、恣意的なものとしてきたのであった。「通常一般的社会で用いられて意味」での「戦力」の意味という、何か厳密ではない、常識的な、非学問的な用語法をそのままに承認するものであるかのような印象を与えるかも知れないが、警察力と—その目的において、およびその目的によって当然に制約される—ところの客観的な実力において—区別される「戦力」の観念というのは、さきに厳密で、かつ学問的な観念なのである。この判決の基本的な特色は、右のような「**法規範の解釈として客観的に確定されるべきもの**」としての「**戦力**」の観念を明確にして、それと異なる「**近代戦争遂行能力**」とか「**防衛力**」とか「**自衛力**」とかの各種の観念をきびしく排除したところにある。

五 この判決に対して現に加えられている攻撃的な反論のなかには—それは当然に予想されたとおりにだといってよいが—この判決はおよそ「非現実的」であるとするものが多い。そして、それはしばしば、それならば、いったいこの判決は日本の防衛をどうすればよいとするのであるか、という反論として現れている。

しかし、このような反論は的はずれである。そして判決自身も、そのことを次のように述べていることに注目したい。「**しかしながら、自衛隊の憲法適合性、つまり国家安全保障について軍事力を保持する否かの問題については、憲法は前文および第九条において、明確な法規範を定立しているのであって、その意義および解釈は、まさに法規範の解釈として、客観的に確定されるべきものであって、ときの政治体制、国際情勢の変化、推移とともに二義にも三義の**

**も解釈されるべき性質のものではない。そして、当裁判所も、わが国が国際情勢など諸般の事情を総合的に判断して、政策として自衛隊を保持することが適当か否か、またこれを保持するとした場合どの程度の規範、装備、能力を備えるか、などを審査判断しようとするものではなく、まさに、主権者である国民がわが国のとることのできる安全保障政策のなかから、その一つを選択して軍隊等の戦力を保持するか否かについて定立した右憲法規範への適合性だけを審査しようとするものである。」**

右の後半の部分で述べられているところに、第九条は日本国民による「選択」であったということが述べられているが、この考え方は、別の箇所でも「自衛権と軍事力によらない自衛行動」という項目の末尾にも、次のようにくりかえされている。「……このように、自衛権の行使方法が数多くあり、そして国家がその基本方針としてなにを選択するかは、まったく主権者の決定の委ねられているものであって、このなかにおいて日本国民は前記述のとおり、憲法において全世界に先駆けていっさいの軍事力を放棄して、永久平和主義を国の基本方針として定立したのである。」判決がこのような考え方、すなわち**第九条は国家の防衛についての可能な諸方式ないし防衛の基本政策の多くのものなかから軍事力によらざる防衛という方式を「選択」し、それを憲法規範化したものであるという立場を強調していることは注目に値する**。およそ憲法は、ひとつの大いなる政策決定、すなわち選択可能ないくつかの基本政策のうちのひとつを憲法制定権者たる国民が選択し、それを規範として定立したことを意味する。それは政治形態の決定や何らかの政治制度の決定についてもいえることがあるが、国家の防衛の方式や政策についての日本国憲法の決定—選択—はまさにその適例であるといえよ

う。第九条は決定・選択の規範化にほかならない。

判決が第九条をこのようなものとしてとらえたことが、判決が統治行為論を斥けるにあたっての基礎的な考え方となっている。すなわち、自衛隊の憲法適合性の問題は裁判所の審査になじまない統治行為に属するとする国側の主張は、まさに第九条の右のような性質を正しくとらえていないところから生まれる主張なのである。すなわち、**国家の防衛がいかにあるべきかは、いわゆる「わが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するもの」(砂川事件最高裁判決)**といわれるが、**第九条はそれにもかかわらず—というよりは、そのことを十分に認識した上で一軍事力によ**

**らざる防衛という方式を国民が選択したことを規範化したもの、すなわち最も高度の政治性を有することがらを、それにもかかわらず、憲法規範のなかに組み入れたものにほかならないのである。** そうだとすれば、およそ自衛隊の憲法適合性の問題を、統治行為の名において裁判所の司法審査の外に置くことはできないというべきであろう。

判決は、**第九条が日本国民の大いなる「選択」の定立・憲法化であったこと、すなわちこの「選択」はこの憲法の下では変更し得ないものであることを、あらためて考えさせる。あるいはそれこそがこの判決の最大の意義であったというべきかも知れない。** (『判例時報』から)

## 日本国憲法 から

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

### 第二章 戦争の放棄

第九条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。「国の交戦権は、これを認めない。」

**米侵略軍補助軍隊と米侵略軍でなく  
「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、  
われらの安全と生存を保持しようと決意」(憲法前文)**

**1952年4月28日に「侵略(主権侵害)されたまま71年」の日本沖縄!**

**米侵略軍5万6千人、基地197。真の自衛は米侵略軍撤退、米侵略軍補助軍隊27万4千を解散し、国際災害救助隊(支援隊)へ!**



# 日本で唯一の全基地マップ学びましょう!

## 普及しましょう! 普及運動にご参加を一枚のマップ普及が、

### 対米独立・主権回復へ歴史を動かします

日本沖縄で唯一の基地マップを、ご家族に、友人に、知人に、日本国民に、普及して頂けません一人でも多くの「日本沖縄」国民に、基地マップを見て頂くだけで、「基地なくす力」を、一歩つよめます。なぜなら外国軍隊の基地(50ヶ)と兵力(6万の千人)が、これほど多い国は、「日本沖縄」国だけであり、沖縄県だけでなく日本全土が基地に覆われていること、「全土米軍基地方式」の惨状を国民に知って頂くことになりますから!

対米独立のために全基地撤去の目標を堅持することが大事だと思えます 全日本の基地数は197ヶ(ウイキペディア)で、131ヶ(防衛省)は創作で間違いです。

(基地マップは草の根運動事務局で受付中 一枚200円(10枚千円))

## 好評! 全基地撤去の幟旗

一枚1500円 送料500円

事務所に、室内に、家庭に、お庭に、すべての会議に、集会に  
そして、パレードに!



ロシアの国連憲章に違反するウクライナ侵略に強く抗議し、即時停戦撤退を要求します!

市民と兵士の命と生活・財産を守るため、ロシア・ウクライナ両国が急ぎ即時停戦し、核戦争を防ぎ、  
両国の交渉、ウクライナの非核・中立化、ロシア軍の即時撤退 実現を!

(草の根運動は、「ウクライナに関する声明」をホームページに発表しています)

影

あ・け・み

夕暮れ時  
町の十字路で  
立ち止まってはいけない

こころの迷いを広げてみてはいけない  
あなたを狙っている悪魔がいる

逃げすぎた!

だったら

逃げ切れればいい  
流れるままに行けばいい

今更欲をだしてはいけない

ほら

ながーい

あなたの影を

ヘッドライトが映し出してる

雑記

教員退職後、東京から名護市に移住して、辺野古の闘いに参加されている草の根運動会員から、前号に挟み込んだ「第2回塩川デイ2月21日22日」のチラシに続き、チラシ「沖縄へ行って日々強行される安和棧橋・塩川港からの土砂の船積み止めよう! 米軍新基地に抗議しよう」が送られてきました。5月15日と16日に行われます。参加できる方は、是非ご参加ください。◆本号「草の根ニュース」131号に、「自衛隊違憲の福島判決に関する憲法学者の論評連載」第1回として佐藤功氏の論考を掲載できました。福島判決こそが、正当な憲法解釈だと確信いたします。ぜひお読みください。次号以下もご期待ください。◆安保3文書は、米侵略軍の侵略を許している基地戦争条約に根源があります。このことを指摘しない論争は、「気の抜けたビール」といつてもいいものです。◆草の根運動は、悲惨な戦争を阻止し、「日本沖縄」民族の対米独立で民族の尊厳を回復するために、全基地撤去・憲法実現を掲げた日本で唯一の個人加盟市民団体です。この団体を大きくすることは、日本民族の歴史的使命です。読者の皆様に期待しています。

◆政党が「民主的運営」を実行しているかどうかは、「民主的に運営しています」と宣言しただけでは、何の証明にもなりません。政党内においては、機関がある意味では絶対的な権力を持っています。政党の機関が党員の規約に基づく権利を蹂躪しても、それを救済する方法はありません。なぜなら、「党内の部問題は、党内で解決する」という規定によって、規約に反する機関の党員弾圧という規律違反すら、「党内の問題」ということで隠蔽できます。透明性が全くないので、どんなことが行われているか他の党員すら知ることができません。一般社会に公表されることもありません。このような在り方が、かつてのソ連共産党、今の中国共産党、朝鮮労働党などの諸党で、党員の民主的権利が弾圧されてきたし、現在も弾圧されている原因です。政党の真の民主化のためには、少なくとも政党機関の規律違反の疑いについては、透明性の確保が急務です。

## 米占領軍は侵略軍へ・基地戦争条約 (安全を保障していない「安保」? 条約)

### 第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日

### 第十条

(一部略)

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させ

本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。(下線は編集部)

る意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

## 地位協定 第9条の2

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定)

「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族は、外国人の登

録及び管理に関する日本国の法令の軍人と軍属には適用されず」、彼らはフリーパス。適用から除外されるのです。(以下略)

地位協定の「旅券及び査証に関する日本国の法令」「外国人の登録及び管理に関する日本国の法令」には次のようなものがあります。

《「[出入国管理及び難民認定法](#)」》日本に出入国するすべての人の公正な管理、外国人の[在留](#)手続き、[難民](#)の認定などについて定める法律。昭

和26年(1951)に公布された[出入国管理令](#)を昭和57年(1982)に改正したもの。[入管法](#)。[出入国管理法](#)。[入管難民法](#)。[出管法](#)。[入国管理特例法](#)(デジタル大辞泉「入国管理法」から)

「日本に出入国するすべての人」に適用されるべきものです。ところが米軍には適用されないのです。

## ポツダム宣言条文 から

日本降伏のため確定条項宣言 ポツダムにて 1945年7月26日発出

<Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender Issued, at Potsdam, July 26, 1945>

(1) われわれ、米合衆国大統領、中華民国主席及び英国本国政府首相は、われわれ数億の民を代表して協議し、この戦争終結の機会を日本に与えるものとするので意見の一致を見た。(2) 略

(3) 世界の自由なる人民が立ち上がった力に対するドイツの無益かつ無意味な抵抗の結果は、日本の人民に対しては、極めて明晰な実例として前もって示されている。現在日本に向かって集中しつつある力は、ナ

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」（日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より）活用を！

チスの抵抗に対して用いられた力、すなわち全ドイツ人民の生活、産業、国土を灰燼に帰せしめるに必要な力に較べてはかりしれぬほどに大きい。われわれの決意に支えられたわれわれの軍事力を全て用いれば、不可避的かつ完全に日本の軍事力を壊滅させ、そしてそれは不可避的に日本の国土の徹底的な荒廃を招来することになる。

(4) (5) 略

(6) 日本の人民を欺きかつ誤らせ世界征服に赴かせた、全ての時期における影響勢力及び権威・権力は永久に<for all time>排除されなければならない。従ってわれわれは、世界から無責任な軍国主義が駆逐されるまでは、平和、安全、正義の新秩序は実現不可能であると主張するものである。

(7) そのような新秩序が確立せらるまで、また日本における好戦勢力が壊滅したと明確に証明できるまで、連合軍が指定する日本領土内の諸地点は、当初の基本的

目的の達成を担保するため、連合軍がこれを占領するものとする。 (8) 略

(9) 日本の軍隊は、完全な武装解除後、平和で生産的な生活を営む機会と共に帰還を許されるものとする。

(10) われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。 (11) 略

(12) 連合軍占領軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。

(13) 略 (下線は編集部)

# 米侵略軍と「米侵略軍補助」「軍隊」<sup>「自衛」「隊」</sup>は憲法違反

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」  
「国の交戦権は、これを認めない」(憲法第 9 条)

【固定掲載】

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

# 草の根ニュース

－対米独立しんぶん

基地と主権侵害なくす憲法9条と前文実現政府のために

■本部(東京) : 〒150-0042  
東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001  
■電話・ファックス : 03-3461-5758  
090-4175-2010(平山事務局長)  
■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

## 米軍侵略開始から (1952年4月28日～2023年)

71 年

# 米侵略軍撤退させ独立を！

1952年、国際法ポツダム宣言12項（独立後即時撤退）を踏みにじり米軍は侵略軍に転化！  
違憲の敵基地攻撃を米侵略軍補助の軍隊（「自衛」隊）に行わせる「安保」3文書  
米侵略軍補助の軍隊（「自衛」「隊」）は解散を  
日本沖縄は、米国の属国以下か！

米占領侵略軍の日本沖縄全土の勝手使用は、1945年軍事占領以来78年続く